

委員会提出議案第 5 号

西条市議会会議規則の一部を改正する規則について

西条市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 2 5 日提出

西条市議会議会運営委員会委員長 一 色 輝 雄

西条市議会会議規則の一部を改正する規則

西条市議会会議規則（平成16年西条市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>        </u>疾病、<u>        </u>看護、介護、<u>出産、育児        </u>その他の事故<u>        </u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助</u>その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p><u>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>        </u>疾病、<u>        </u>看護、介護、<u>出産、育児        </u>その他の事故<u>        </u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p>

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文\_\_\_\_\_を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所\_\_\_\_\_を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 (略)

5 (略)

(請願書の記載事項等)

第139条 請願書には、邦文(点字による邦文を含む。)を用いて、請願の趣旨、提出年月日、\_\_\_\_\_請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印\_\_\_\_\_しなければならない。

2 \_\_\_\_\_請願を紹介する議員は、請願書\_\_\_\_\_に署名又は記名押印\_\_\_\_\_しなければならない。

3 (略)

4 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由  
口頭說明